

三次市教育委員会告示第 号

三次市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年4月 日

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

三次市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示

三次市英語検定料補助金交付要綱（平成28年三次市教育委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「限りとする」の次に「（合格し、同一年度内に上位の級を受検する生徒にあっては、この限りでない。）」を加える。

附 則

この告示は、平成28年4月 日から施行し、平成28年4月1日から適用する。